

## 新島学園短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、新島学園短期大学(以下、「本学」という。)において機関経理する全ての研究経費(以下「公的研究費」という。)について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月18日 文部科学大臣決定)」に基づき、その適正な運営、管理及び監査を実施することを目的とする。

2 公的研究費の運営、管理及び監査については、交付機関が定めた公的研究費に関するルールその他別の定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「不正」とは、故意もしくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用または公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は学長とし、不正防止対策の基本方針を策定し、本学における公的研究費の適切な運営・管理について最終責任を負うものとする。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、事務長とし、最高管理責任者の策定した基本方針に基づいた不正防止計画を策定・実施し実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告する。

### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、研究倫理委員長とし、統括管理責任者の指示の下、本学におけるコンプライアンス教育を実施し、受講状況を確認するとともに、統括管理責任者へ報告する。また、学内の公的研究費の執行状況をモニタリングし、状況に応じて改善を指示する。

### (運営・管理の環境整備)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

2 最高管理責任者は、内部監査によって不正防止対策の進捗状況を把握し、不正発生要因の把握に努めるものとする。

3 モニタリングや内部監査の結果は、コンプライアンス研修等を通じ学内での情報共有に努めるものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、本学の公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 コンプライアンス推進責任者は、本学において構成員が適切に公的研究費を管理・執行しているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### (職務権限の明確化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して研究費の交付を受けて研究をする者及び事務職員の権限と責任を明確に定める。

2 本学における事務処理の業務は、学校法人新島学園事務処理要項に基づき行う。

(関係者の公的研究費に関する意識の向上)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的な資金によるものであることを研究者及び事務職員に理解させ、機関が経理する必要性を周知徹底する。

2 研究者個人の発意で申請し採択された公的な資金である研究費及び科学研究費であって、当該研究者の職務上の教育・研究を援助しようとするものは、機関経理の対象となる。

3 研究者及び事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保するため、関係する規則等の遵守に努めるほか、研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努める。

(不正防止計画部署)

第9条 不正防止計画推進部署を総務財務課とし、必要な業務を行う。

(コンプライアンス教育)

第10条 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。

2 実施に際しては、構成員の受講状況及び理解度について把握する。

3 前項までの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会などに別添1に定める誓約書の提出を求める。

4 公的研究費に関するコンプライアンス教育については、コンプライアンス推進責任者が担当する。

5 その他、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範は別に定める。

(監査体制)

第11条 本学における公的研究費の運営及び管理並びに公的研究費の不正使用の防止等に関する監査(以下「内部監査」という。)は、学長が任命した本学の教職員により行うものとする。

2 内部監査は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の運営及び管理の体制整備等についてリスクアプローチを重視した監査を行う。

(関連規程)

第12条 公的研究費の管理・運用にあたり必要な事項は別途定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年2月17日をもって施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日をもって施行する。

附 則

この規程は、2021年4月28日から施行する。(第13条関係)